

令和3年度 尼崎市立武庫中学校部活動の方針

尼崎市立武庫中学校の課外クラブは、各部の責任者(以下「顧問」)の指導の下、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」、尼崎市立中学校部活動の方針に則り、次のとおり活動する。

<尼崎市中学校部活動の方針の基本的な考え方>

- (1) 学校の教育目標に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感の醸成等、教育活動の一環として実施する。
- (2) プレーヤーズ・センタードの考え方にに基づき、部活動の主役を生徒としてサポートしていく。そして、生徒への指導においては体罰・暴言、ハラスメント等はいかなる理由があっても行わない。
- (3) スポーツ障害を起こさないように留意するとともに、学業との両立ができるバランスのよい生活が送れるように実施する。また、教員が生徒と向き合う時間の確保等ができるように、指導に係る業務の適正化を図りながら計画的に実施する。

1 設置部

(1) 運動部(7クラブ)

陸上競技部、野球部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、バレーボール部、柔道部、サッカー部

(2) 文化部(4クラブ)

吹奏楽部、美術部、放送部、書道部

(3) その他(個人登録により大会に出場する競技)

水泳、剣道、バドミントン、卓球、新体操

2 活動

(1) 活動時間

- ① 平日2時間程度、土・日曜日等の休業日は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、大会等の参加においては、大会の要項や申し合わせに沿って活動し、この限りではない。
- ② 長期休業中の活動についても、適切に休業日を設けるものとする。また、合宿や強化練習で終日練習を計画する場合は適切に休憩時間を取り入れる等、生徒及び顧問の健康安全を十分に考慮して実施する。
- ③ 最終下校時刻は、午後6時30分とする。 ※部活動のみならず、学校生活における最終活動時刻として位置づける。

(2) 休養日

- ① 各部において、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日及び土・日曜日等の休業日にそれぞれに1日以上設定)
- ② 土・日曜日等の休業日に大会参加等で活動する場合は、学校長と相談し許可を得て休業日を他の日に振り替える。
- ③ 学校閉鎖期間(8月11日～17日)及び年末年始休業期間(12月29日～1月3日)は、原則活動を休止し、オフシーズンの確保に努める。

(3) その他

- ① テスト期間中(テスト1週間前～テスト最終日の前日)は、原則、活動休止期間とする。ただし、大会が間近にせまっている等、活動する必要がある場合は、事前に学校長と相談の上、許可を得て活動する。
- ② 早期練習については、各部の状況により実施するものとするが、生徒の体調等安全には十分留意して実施する。また、登校時や準備等において大声・音等で近隣に迷惑をかけないように十分に注意する。